

海老名市教育委員会

(平成25年 6月 定例会議事日程)

日時 平成25年 6月27日(木)

午後 2時00分

場所 海老名市役所401会議室

日程第 1 報告第 7号 海老名市社会教育委員の委嘱について

日程第 2 議案第 16号 海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について(継続審議)

日程第 3 議案第 20号 海老名市食の創造館設置条例の一部改正について

日程第 4 議案第 21号 平成25年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について(非公開事件)

海老名市教育委員会

(平成25年 6月 定例会議事日程)

【追加分】

日程第 5 議案第 22 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について（非公開事件）

報告第7号

海老名市社会教育委員の委嘱について

海老名市社会教育委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し、別紙のとおり発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

報告理由

任期満了に伴い、新たに委嘱したため

海老名市社会教育委員名簿

平成25年6月27日
定例教育委員会 資料
教育指導課児童育成係

(委嘱期間 平成25年6月1日～平成26年5月31日)

No.	氏 名	所属組織 (役職)	備 考
1	ヤマダ ノブエ 山田 信江	社会教育関係者 (海老名市スカウト連絡協議会代表)	
2	アオキ ナオシ 青木 直士	家庭教育関係者 (海老名市PTA連絡協議会代表)	
3	ウエマツ ケイコ 植松 慶子	学識経験者	
4	カネコ ヨリジ 金子 以二	社会教育関係者 (海老名市体育協会代表)	
5	サンベ マサヨ 三部 雅世	社会教育関係者 (海老名市地域婦人団体連絡協議会代表)	
6	シオジ ヒトミ 塩地 ひとみ	学識経験者 (市民公募)	
7	タマキ ミエコ 玉置 美枝子	社会教育関係者 (海老名市文化団体連合会代表)	
8	ハギワラ コウゾウ 萩原 好三	学識経験者 (海老名市自治会連絡協議会代表)	
9	ホンリョウ シンスケ 本良 信典	学校教育関係者 (海老名市私立幼稚園協議会代表)	
10	ミホ アキヒロ 三保 昭寛	学校教育関係者 (海老名市小中学校長会連絡協議会代表)	

議案第16号

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について
(継続審議)

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、議決を求め
る。

平成25年6月27日提出

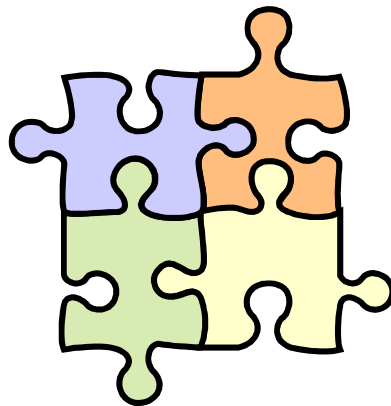
海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

提案理由

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、今後の
方向性等を決定したいため

野外教育施設「富士ふれあいの森」の方向性について

～ 協議資料 ～

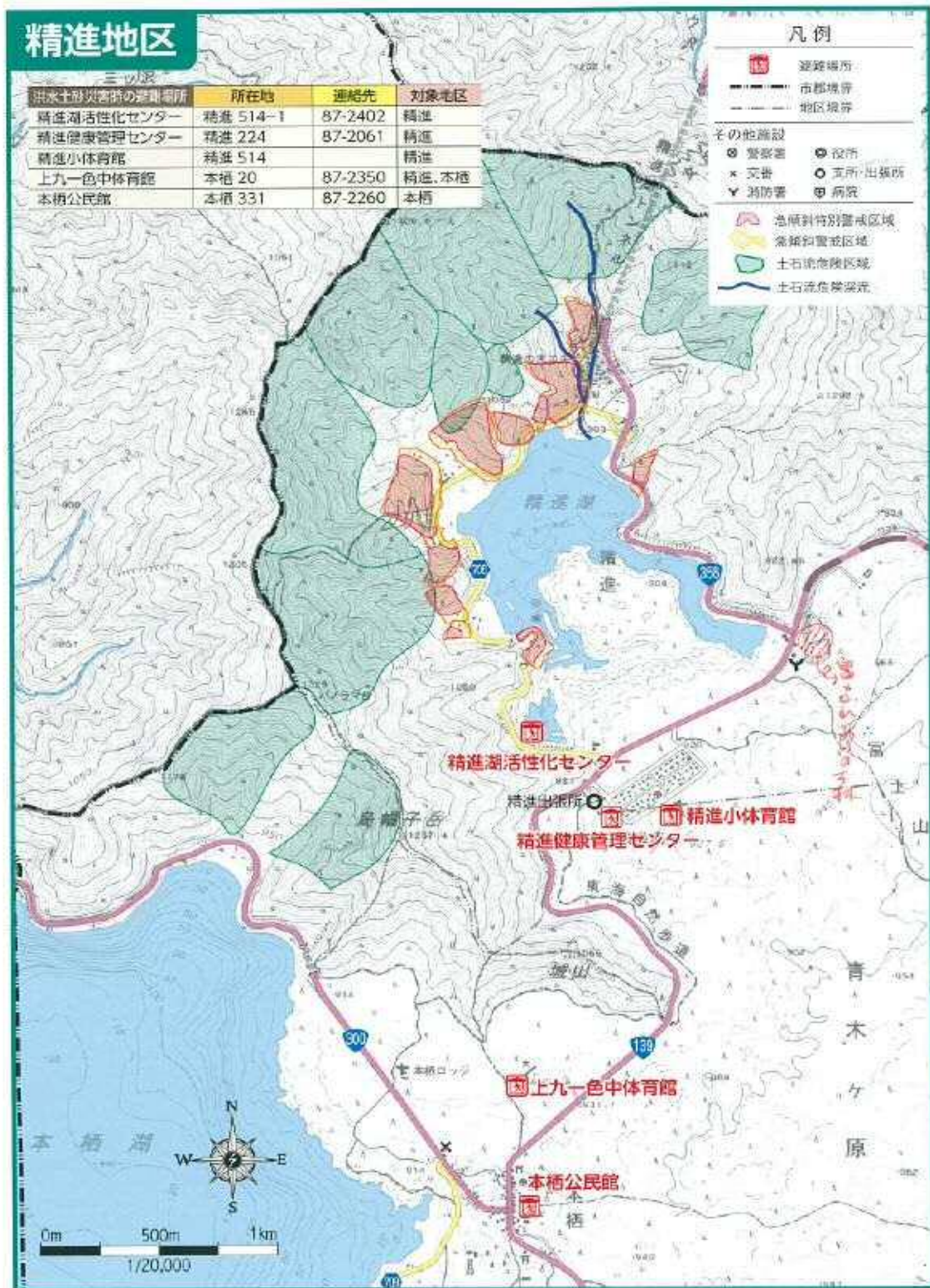


平成 2 5 年 6 月

海老名市教育委員会

I. 富士ふれあいの森周辺の防災対策

1. 地震・土砂災害 ※「富士河口湖町土砂災害ハザードマップ」抜粋



2. 富士山の火山噴火

(1) 富士山火山防災について

イ) 富士山火山防災協議会

○構成市町村：

富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村

○活動内容：

富士山火山防災避難マップの作成、災害時における生活必需物資の調達に関する協定の推進。

ロ) 環富士山火山防災連絡会

○構成市町村：

(山梨県) 富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村

(静岡県) 御殿場市、富士市、富士宮市、三島市、沼津市、裾野市、長泉町、小山町

山梨県、静岡県関係機関、陸上自衛隊、警察、消防

○活動内容：

災害の相互応援に関する協定の締結、火山に関する勉強会、受伝達訓練。

ハ) 富士山火山防災対策協議会（平成24年6月28日設立）

○構成市町村：

山梨県、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、警察、消防

静岡県、御殿場市、富士市、富士宮市、三島市、沼津市、裾野市、長泉町、小山町、警察、消防

神奈川県

専門学者：山梨県環境科学研究所長等6名

国土交通省、気象庁、内閣府、陸上自衛隊

○活動内容：3か年計画

- 1) 防災対策等の情報交換に関すること
- 2) 広域避難計画に関すること
- 3) 避難勧告・指示・警戒区域の設定
- 4) 3県及び関係市町村の地域防災計画の見直し及び修正
- 5) 大規模災害時の非常現地災害対策本部設置関係
- 6) 防災訓練等に関すること
- 7) 火山災害に関する専門的な研修
- 8) 防災意識の啓発活動
- 9) その他



※「富士山火山防災避難マップ」抜粋

Ⅱ. 野外教育施設「富士ふれあいの森」の課題と問題

1. 課題

(1) 利用者数

【課題 1】

施設利用者数・バンガロー稼働率が低い。

(2) 経費（コスト）

【課題 2】

コストが高く、費用対効果が低い。

(3) 施設利用期間

【課題 3】

土地の賃貸借契約期間満了が迫っている。

2. 危機管理上の問題（安全・安心）

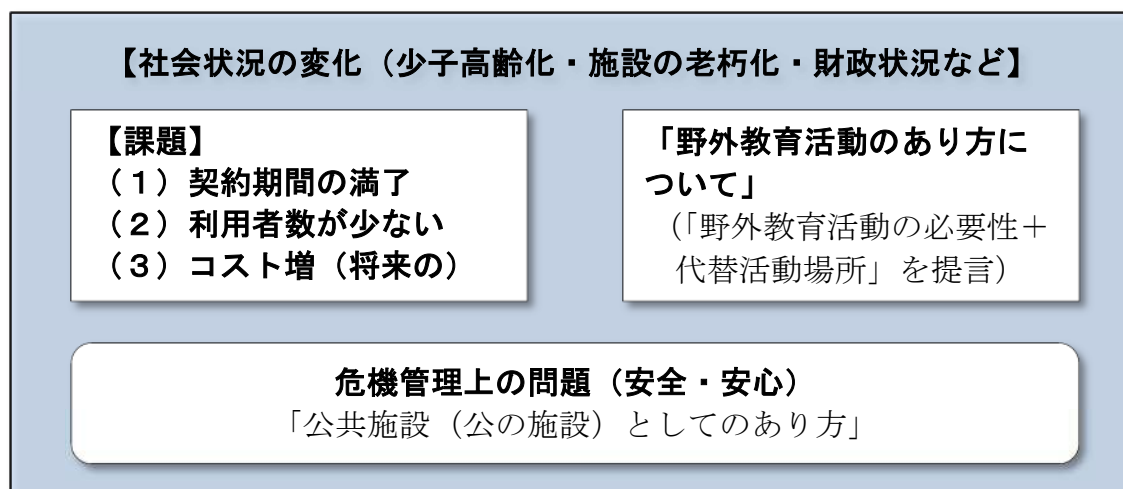
【問題】

公共施設の管理者として、安全・安心を確保できない。

Ⅲ. 「富士ふれあいの森」代替え施設

別紙、「富士ふれあいの森」代替え施設の状況（調査シート）参照

IV. 富士ふれあいの森の方向性（結論）



**「富士ふれあいの
森」の方向性**

「富士ふれあいの森」代替施設の状況(調査シート)

施設名	利用案内(条件)	宿泊定員	予約方法	施設の現状	宿泊費用	その他	連絡先
神奈川県 の野外施設							
神奈川県立 愛川ふれあいの村	学校利用可	450人	学校利用優先で調整。 9月中～下旬に全学校に対し、愛川・足柄・三浦の施設利用希望調査書を配布。10月中旬頃締切、重複校について日程調整。 12月1日で日程を確定させる。	日程調整にこれまでの利用回数等は関係ない。年度毎同条件で各学校調整を行う。新規だからと言って、後回しはない。1日に3校まで受入可(定員内であれば)炊事場・キャンプファイヤー3ヶ所あり。 比較的、木金は混雑、日月は確保しやすいとのこと。	施設使用料は免除。 寝具:35円 リネン:1枚190円 食事代(食堂利用) その他野外炊事消耗品など	1棟50人収容の大規模宿泊施設が9棟	046-281-1611
県立足柄ふれあいの村	学校利用可	400人	同上 重複校は施設側で連絡しながら調整している。どうしても譲らない場合は抽選を行っているが、昨年はそこまでしなくとも全学校調整できた。時期を外すと日程確保し易い。	同上 炊事場4ヶ所、キャンプファイヤー3ヶ所あり。学校規模にもよるが、1日に3校程度受け入れ可能。土曜は一般利用のため予約不可	同上	1棟10人程度のバンガロー30棟 1棟50人収容が2棟	0465-72-2010
県立三浦ふれあいの村	活動内容として、営利を目的とした活動、政治的活動、布教活動などを行うことはできない。施設内の活動場所は、利用月の約二ヶ月前の利用打合せ会における調整により決定する。セルフサービス、現状復帰を原則とし、破損箇所については、実費弁償をする。	433人	前年度12月に決定、複数の場合調整		5,200円程度		
県内市町村 の野外施設							
南足柄市 足柄森林公園丸太の森	学校利用可	300人	3月1日から電話で受付 7/15～8/31まで無休で運営 6/1～7/15、9/1～10/31は土曜・祝日前一泊(平日の運営はなし)	平日利用出来るのは、7/15～8/31の夏休み期間である。 ※この期間に市外学校利用1校あり	バンガロー8人用8,000円 15人用12,000円、入園料 毛布・食材・燃料代等		0465-74-4510
川崎市青少年の家 (川崎市宮前区宮崎)	指導者に引率された青少年団体 学校の生徒・児童および引率者 青少年団体の指導者 その他一般団体(上記団体の利用に支障のない限り)	180人	6か月前、平日であれば事前予約あり		小学校1泊450円、校600円+ 食事代・野外炊事場使用・ バーベキュー	スタッフなし	046-281-1611
厚木市七沢自然ふれあいセンター	学校利用可	368人	学校利用優先で調整する。 厚木市の利用調整後、12月頃市外利用学校へ通知、複数希望日を記入してもらい施設側で調整。 希望されるのであれば、連絡を下さい。 (通知を送付します) 8/1～8/20は一般利用予約不可	最近になり市外からの学校利用が増えてきている。トップシーズンは市内学校で利用が入るため、寒い時期の利用になってしまう可能性もある。また、土日を含めた利用になる場合もある。	野外教育活動であれば、市外でも50%減免。 宿泊室、炊事場、その他活用施設ごとに料金設定あり。	炊事のみスタッフ指導	046-248-3500
丹沢湖ロッヂ	手造りの囲炉裏席で、雨の心配なくデイキャンプができる。家族・学校・学童保育・子ども会・サークルなど団体のデイキャンプや泊キャンプができる。開放された空間で会社の研修やレクリエーションもできる。	250人	いつでも電話かFAXで受付		定員で大人1,575中1,365小人 1,155他に食材等		

秦野市 表丹沢野外活動センター	学校利用可 (市外利用のため優先度低)	130人	(原則) 秦野市内団体が4ヶ月前から 秦野市内の一般が3ヶ月前から 市外申込は2ヶ月前から (学校利用) 11月に市内団体からの申込受付 12月日程調整 1月に市外の学校利用申込受付 (伊勢原・平塚・二宮・松田など近隣市町村へ案内 するH26～) ※必要があればパンフレット・申込案内を送付し ます。(ご利用下さい)	2泊3日までOK、9月10月の平日は少し空きあ り。貸切は難しい。 今年度の申込状況で言えば、 5月22・23・24、6月3・4・11・12・17・18・19など空い てる。 学校の希望もあると思うが、入れないことはないと思 う。	テントキャンプ200円 研修等1,200円 活動室・調理室等有料 その他シーツ代等	バンガローなし 研修棟又はテ ント	0463-75-0725 こども育成課
棚沢山荘キャンプ場 (足柄上郡山北町)		240人 (100人)	4月～11月 随時、電話かFAXで受付		大人1,300円 小人1,000円		
芦ノ湖キャンプ村	富士箱根伊豆公園内に位置するため、焚 火・直火・打上花火等は、許可申請の関係 から一切禁止。	200人	県内在住は1年前の月の1日から、県外は6ヶ月前 の1日から		宿泊のみ3,500円+食事代		
国の野外施設							
国立赤城青少年交流の家 (群馬県前橋市富士見町)	野外教育活動での使用	本館400 人 キャンプ 場40人用 2カ所	先行予約でのお知らせが5月に来る・①利用あり ②新規は①の後予約が出来る		シーツ代200円と食事代(メ ニューによって異なる)	スタッフが常駐 している。	027-289-7224
国立中央青少年交流の家 (静岡県御殿場市)	利用者は、引率責任者(リーダー)が定めら れていて、具体的な研修計画のある2人 以上の青少年団体、学校並びに青少年教育 関係者の団体です。なお、青少年団体等の 利用に支障のない限り、それ以外の団体、 グループ、家族等も利用できます。	500人	翌年分5月中旬、随時3日前まで		1人1泊1,000円+食事代		
民間の野外施設							
(民間) みの石滝(相模湖)キャンプ場	学校利用可	(350人)	随時予約受付(電話) 学校利用であれば100人以上で貸切とする。(150 人程度まで受入OK) 平日の利用であれば、予約可能	直接車では渡れない、船で渡ってもらう 食堂等ないため、全て自分たちで用意、若しくは 弁当対応。(食材を施設側で用意することは可) 100名以上であれば割引もしてる 目安は1人あたりバンガロー2,000円+渡舟600円 その他炊事・寝具代等	当施設は、カヌーがメイン。 船が40隻のため、時間帯を分 けての利用。 指導員は1名、引率先生には 乗り降りをお手伝いいただく。 1人あたり通常2,500円のとこ ろ1,000円で学校には対応	病人は、船で 陸まで渡し、救 急車等対応 民間施設のため 予約は取り 易い。	042-685-0330
(民間) このまさわキャンプ場(道志 川)	学校利用可	最大8ク ラス (320名)	随時予約受付(電話) 1日1校のみ(複数学校入れない) 8クラスは雨天時の炊事場の関係	施設予約は取り易い。 学校利用であれば入場料無料 レンタルなしで、飯ごうなど持込もOK メニューにより山岳ガイド・クラフト指導者など、地 元NPOと連携しているため準備もできる。 ちなみに、次年度予約は現在のところ1校となっ ているため、十分確保可。	バンガロー6畳タイプ 6,500円～10,000円(4～6名) 炊事用品・寝具など有料レン タルあり	民間施設のため 予約は取り 易い。 費用面での負 担を考慮する 必要あり。	042-787-2051
(民間) 西丹沢大滝キャンプ場 (足柄上郡山北町)	学校利用可	250人	新規の利用は9月1日から次年度予約受付 (これまでの利用者優先してる) ただ、平日であれば予約可 貸切することもできる ※大和・津久井などの学校利用あり。 まとめて日数確保し、学校で振分利用。 海老名市ウェルカムです。	ハイキング、山登り、川遊びが中心となるが、プロ グラムは要相談。自分たちがやりたいことをやら せたい。 一般的には、初日は山登り、2日目は川でマスの つかみ取りと川での昼食。(おにぎり・マス)川の 石を積上げバーベキューOK。	学校利用の場合、子ども1,200 円(毛布付)、先生1,500円(毛 布付)でバンガロー料金として いる。 食事代、その他レンタル物品 あれば料金追加 マスは一匹250円	民間施設のため 予約は取り 易い。 費用面での負 担を考慮する 必要あり。	0465-78-3146

議案第20号

海老名市食の創造館設置条例の一部改正について

別紙のとおり、海老名市食の創造館設置条例（平成24年条例第18号）の一部を改正する条例について、議決を求める。

平成25年6月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

提案理由

海老名市食の創造館の管理・運営について、指定管理者制度を導入したいため

海老名市食の創造館設置条例の一部改正について

1 導入目的

海老名市食の創造館の管理運営について、指定管理者制度を導入することにより、民間事業者等の発想や手法を取り入れることで、広く市民への食の情報発信と交流の場を提供し、食育の推進及び管理運営の効率化を図る。

★食の創造館は、食育を推進し、学校給食や調理実習室、会議室を広く市民にサービスを提供する市民開放型の多機能施設として設置する公の施設である。

2 導入方法

施設等の維持管理、調理・洗浄業務、配送業務及び貸館業務等施設の管理運営業務の全般については指定管理者に委託をする。

一方、食の安全を第一とし、高い衛生水準の確保と安全・安心で栄養バランスのとれたメニュー豊かな給食の提供を引き続き目指していく。このため、献立作成、食材調達、衛生管理確認など 学校給食の骨幹となる業務については今までどおり職員を配置し直営で行う。

そのため条例中の「業務の範囲」条項中に具体的範囲を規定する。

(具体業務⇒献立作成・食材調達・検収・食数調整・検食・衛生管理確認)

★食の創造館の管理運営は指定管理者とし、学校給食等の食の安全確保を図るため、献立作成、食材調達、衛生管理確認等については、市直営とする。

3 今後のスケジュール

平成 25 年 6 月	指定管理者の導入に伴う食の創造館設置条例の一部改正について教育委員会へ上程
平成 25 年 7 月～ 8 月	食の創造館設置条例の一部改正について政策会議・最高経営会議へ案件提出
平成 25 年 9 月	食の創造館設置条例の一部改正案を議会上程
平成 25 年 10 月～ 11 月	指定管理者公募要項の作成
平成 25 年 12 月	指定管理者の公募
平成 26 年 2 月～ 3 月	指定管理者の選定
平成 26 年 4 月	指定管理者の選定結果を最高経営会議へ報告
平成 26 年 6 月	議会に対して指定管理者の指定議案を上程
平成 26 年 7 月	指定管理者と協定書締結準備
平成 26 年 8 月	指定管理者制度の導入開始 (指定管理期間 5 年)

海老名市食の創造館条例新旧対照表

新	旧								
<p>海老名市食の創造館設置条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、海老名市食の創造館（以下「食の創造館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 食育を推進し、学校給食、配食サービス等広く市民にサービスを提供する市民開放型の多機能施設として食の創造館を設置する。</p> <p>2 食の創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">海老名市食の創造館</td> <td style="text-align: center;">海老名市中新田四丁目12番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>食の創造館の管理は、食の創造館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p>(管理業務)</p> <p>第4条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。</u></p> <p>(1) <u>食の創造館の調理・洗浄及び配送に関する業務</u></p> <p>(2) <u>食の創造館の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>施設等の利用の承認に関する業務</u></p> <p>(4) <u>施設等の利用料金徴収等に関する業務</u></p> <p>(5) <u>その他施設等の管理に関して、市長が必要と認める業務</u></p> <p>(公募及び申請)</p> <p>第5条 <u>市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。</u></p>	名 称	位 置	海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号	<p>海老名市食の創造館設置条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、海老名市食の創造館（以下「食の創造館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 食育を推進し、学校給食、配食サービス等広く市民にサービスを提供する市民開放型の多機能施設として食の創造館を設置する。</p> <p>2 食の創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">海老名市食の創造館</td> <td style="text-align: center;">海老名市中新田四丁目12番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号
名 称	位 置								
海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号								
名 称	位 置								
海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号								

2 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、海老名市食の創造館設置条例施行規則（平成24年規則第17号。以下「規則」という。）で定める申請書に施設等の管理業務に係る事業計画書及びその他規則で定める書類（以下「書類等」という。）を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、申請者がいないときは、再度公募を行うことができる。
（選定の方法及び基準）

第6条 市長は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たす者の中から、食の創造館の管理を行わせるに最も適当と認める申請者を、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

（1）事業計画書の内容が、学校給食の安全提供、災害時の炊き出しに対応できる内容であること。

（2）事業計画書の内容が、施設等の平等利用が確保できるものであること。

（3）事業計画書の内容が、施設等の効用を最大限に発揮し、施設等の管理経費の縮減が図られる内容であること。

（4）申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 議会の議員、市長、副市長並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主として食の創造館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 市長は、候補者がいないときは、再度公募を行うことができる。
（候補者の選定の特例）

第7条 市長は、第5条に規定する申請者がなかった場合においては、施設等の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により指定管理者を選定するときは、市長は当該法人等と協議し、書類等の提出を求め、この条例に照らし総合的に判断を行うも

のとする。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 市長は、前条の規定により通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の団体を候補者として選定することができる。

(1) 候補者の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。

(2) 新たに判明した事実により、食の創造館の管理を行うことが不適当と認められたとき。

(議会の議決)

第10条 候補者は、議会の議決を経た後に市長から指定管理者の指定を受けなければならない。

(指定管理者の指定の公告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 市長と指定管理者は、管理業務に関して協定書を締結しなければならない。

2 前項の協定書で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書に関する事項

(2) 利用に係る料金に関する事項

(3) 管理経費に関する事項

(4) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項

(5) 事業報告書に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項

(7) 施設等の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則に定める事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第15条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 市長は、食の創造館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき又はその他指定管理者の責に帰すべき理由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(開館時間)

第16条 食の創造館の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

(休館日)

第17条 食の創造館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 毎月第3日曜日

規則第3条

(開館時間)

第3条 食の創造館の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

規則第4条

(休館日)

第4条 食の創造館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 毎月第3日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の範囲)

第18条 調理実習室及び会議室（以下「調理実習室等」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する活動等を行うものとする。

(1) 食育の推進に関する講習会、研究会その他各種集会

(2) 地場産業（食品関係に限る。）に関する研究、試作品の作成等

(3) 給食に関する研究、試食等

(4) 市内の公共的団体が実施する調理実習

(5) 前各号に掲げるもののほか、食育の推進に寄与する活動

(利用の承認)

第19条 調理実習室等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、食の創造館の管理に支障のない範囲内において、前条第1号から第3号までに規定する者に対して、利用の承認をすることができる。

3 指定管理者は、食の創造館の管理上必要と認めるときは、第1項の規定による承認（以下「利用の承認」という。）に条件を付すことができる。

(利用の不承認)

第20条 指定管理者は、第18条の規定にかかわらず、調理実習室等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を行わないものとする。

(1) 専ら物品等の販売及び契約締結の勧誘を目的として使用するとき。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

規則第5条

(使用の範囲)

第5条 条例第3条第1項の調理実習室及び会議室（以下「調理実習室等」という。）を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する活動等を行うものとする。

(1) 食育の推進に関する講習会、研究会その他各種集会

(2) 地場産業（食品関係に限る。）に関する研究、試作品の作成等

(3) 給食に関する研究、試食等

(4) 市内の公共的団体が実施する調理実習

(5) 前各号に掲げるもののほか、食育の推進に寄与する活動

規則第6条

(使用の承認)

第6条 調理実習室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、食の創造館の管理上必要と認めるときは、前項前段の規定による承認（以下「使用の承認」という。）に条件を付すことができる。

規則第7条

(使用の不承認)

第7条 市長は、第5条の規定にかかわらず、調理実習室等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を行わないものとする。

(1) 専ら物品等の販売及び契約締結の勧誘を目的として使用するとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) その他使用させることが適当でないと市長が認めるとき。

(利用の取消し等)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用を中止させ、又は当該利用の承認の内容の変更を命ずることができる。

(1) 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、条例又は規則に違反したとき。

(2) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他使用の承認を取り消し、使用を中止させ、又は当該使用の承認の内容を変更することが必要であるとき。

(譲渡等の禁止)

第22条 利用者は、利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に利用してはならない。

(利用料金の収入)

第23条 食の創造館の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金等)

第24条 利用料金は、別表に定めるとおりとし、承認の際に徴収する。

益になると認められるとき。

(3) その他使用させることが適当でないと市長が認めるとき。

規則第8条

(承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用を中止させ、又は当該使用の承認の内容の変更を命ずることができる。

(1) 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、条例又はこの規則に違反したとき。

(2) 使用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他使用の承認を取り消し、使用を中止させ、又は当該使用の承認の内容を変更することが必要であるとき。

規則第12条

(譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用料等)

第3条 市長は、食の創造館の調理実習室及び会議室（以下「調理実習室等」という。）を一般の利用に供する。

2 調理実習室等の使用料は、1時間当たり1,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

規則第9条

(使用料)

第9条 条例第3条第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第25条 前条に規定する利用料の減免は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 市が主催する行事等のために利用する場合 利用料の10分の10に相当する額を免除する。

(2) 市内の公共的団体が食育の推進を図る目的で利用する場合 利用料の10分の10に相当する額を免除する。

(3) その他市長が特に必要があると認める場合 利用料の10分の5に相当する額を減額する。

2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする者は、海老名市食の創造館利用料減免申請書（別記様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第26条 条例第24条に規定する利用料の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

(1) 災害等の事由により調理実習室等を利用することができないと認められるとき。

(2) 公益上その他やむを得ない事由により利用の承認を取り消し、又は中止をさせたとき。

(3) 利用者から、正当な理由により利用を取りやめる旨の届出があったとき。

2 市長は、条例第3条第2項に規定する調理実習室等の使用料を第6条第1項前段の規定による承認の際に徴収する。

(使用料の減免)

第4条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

規則第10条(使用料の減免)

第10条 条例第4条に規定する使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 市が主催する行事等のために使用する場合 使用料の10分の10に相当する額を免除する。

(2) 市内の公共的団体が食育の推進を図る目的で使用する場合 使用料の10分の10に相当する額を免除する。

(3) その他市長が特に必要があると認める場合 使用料の10分の5に相当する額を減額する。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、海老名市食の創造館使用料減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を還付することができる。

規則第11条(使用料の還付)

第11条 条例第5条ただし書に規定する使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

(1) 災害等の事由により調理実習室等を使用することができないと認められるとき。

(原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条第1項の規定により指定を取消されたとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、調理実習室等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第28条 指定管理者及び利用者が、食の創造館の施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第29条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、食の創造館の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務

(2) 公益上その他やむを得ない事由により使用の承認を取り消し、又は中止をさせたとき。

(3) 使用者から、正当な理由により使用を取りやめる旨の届出があったとき。

規則第13条(原状回復義務)

第13条 使用者は、調理実習室等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

規則第14条(損害賠償)

第14条 使用者は、食の創造館の施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

を退いた後においても同様とする。

(市長による運営管理)

第30条 第4条及び第18条から第26条まで(第22条を除く。)並びに別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が食の創造館の運営管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの条文及び別表中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第32条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行日前においても、第5条から第11条までの規定の例により行うことができる。

別表(第24条関係)

室 名	1時間当たりの利用料金
調理実習室	500円
会議室	200円

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、食の創造館の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

規則

別表(第9条関係)

室 名	1時間当たりの使用料金
調理実習室	500円
会議室	200円